

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
個人情報の保護に関する法律	法
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	通則ガイドライン
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	金融分野ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ-3-3-3-2(2)④イにおいて、金融機関においてはこれまでも、法及び金融分野ガイドラインを踏まえた対応を行ってきているものと認識している。本改正により、同様の取組みを行う他業種の事業者と比し過剰な規制となることがないように、指針の運用にあたってはご留意賜りたい。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ-3-3-3-2(2)④二は、法や金融分野ガイドラインにおいて同一の定めはないものの、銀行については、優越的地位の濫用や利益相反が既に銀行法（銀行法第13条の3、13条の2第1項）において規律されているところ、本規定は、当該趣旨を踏まえた具体的な留意点を確認的に定めるものであり、銀行法第13条の3および13条の2第1項で従来から求められている内容を加重するものではないとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	<p>個人データの取扱は、法や金融分野ガイドラインにおいて既に規律されているところ、今回の監督指針に個人データの第三者提供に関する定めを置く趣旨は、近年の情報通信技術の飛躍的な発展や令和元年5月の銀行法等改正（第三者提供業務を付随業務に追加）等を踏まえ、今後、金融機関による新たな形態での個人データの第三者提供が普及することが予想されることから、金融分野ガイドライン等の規定の趣旨をより明確化するために改正を行うものであるとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
4	<p>将来における個人データの提供を見越し、具体的な提供内容・時機が確定していない状態で個人データの第三者提供にかかる同意を取得することは認められるのか。</p>	<p>将来における個人データの提供を見越して、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的を当該顧客に明確に認識させた上で、あらかじめ当該提供にかかる同意を取得すること自体は認められます。但し、当該同意を取得した後、実際に第三者提供を行う際に、同意取得時に当該顧客に認識させた事項と比較して、第三者提供先や情報の内容が異なる提供を行う場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供を行う場合には、改めて当該顧客から同意を取得することが求められます。</p>
5	<p>API 接続に係る認可画面などで個人データの第三者提供にかかる同意を一度取得すれば、将来に亘り提供し続けられるという理解で良いか。</p>	<p>ご指摘の状況が必ずしも明らかではありませんが、API 接続に係る認可画面上に第三者提供先や提供する情報の内容等を表示して、個人データの第三者提供にかかる同意を一度取得した場合であっても、その後、第三者提供先や提供する情報の内容が異なる提供を行う場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先にお</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		ける利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供を行う場合には、改めて同意を取得することが求められます。
6	個人データの第三者提供先における事故について、第三者提供元となった金融機関は責任を負わないという認識で良いか。	個人データの第三者提供先における事故について提供元が責任を負うかどうかは、個別の事案ごとに判断されるべき事項と考えます。もっとも、監督義務に関しては、委託元が委託先に対して監督義務を負うのに対し（法第 22 条）、第三者提供元は（顧客の同意を得た上での）第三者提供先に対して監督義務を負いません。
7	主要行等向け監督指針について、本改定は銀行が営むデビットカード事業、プリペイドカード事業又はクレジットカード事業には適用されないという理解で良いか。	主要行等向け監督指針の適用対象となる銀行が個人データの第三者提供を行う場合には、事業内容にかかわらず、本改正案が適用されることとなります。
8	刑事訴訟法 197 条 2 項に基づいた照会を受けた場合、係る照会が公権力の違法な行使である可能性を何ら検討せずに漫然と応じ、照会元に対して個人データを提供することは可能であるという理解で良いか。また、刑事訴訟法 197 条 2 項に基づいた照会を受けた場合において、照会元に対する個人データの提供につき顧客からの同意取得又は顧客への何らかの通知は従前より不要であり、これらは本改定後も不要であるという理解で良いか。	警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）に対する回答は、「法令に基づく場合」（法第 23 条第 1 項第 1 号）に該当するため、かかる照会に応じて個人情報を提供する際に本人の同意を得る必要はありません（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A における A 5 - 17 参照）。
9	本指針改定は、個人情報保護委員会が平成 28 年 1 月に公表した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」を各指針に取り込む趣旨であるという理解で良いか。	本改正は、近年の情報通信技術の飛躍的な発展や令和元年 5 月の銀行法等改正（第三者提供業務を付随業務に追加）等を踏まえ、今後、金融機関による新たな形態での個人データの第三者提供が普及することが予想されることから、金融分野ガイドライン等の規定の趣旨をより明確化するために行うものです。
10	「当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様」としななければならない、法的根拠について教示願いたい。	本改正は、法第 6 条及び第 8 条に基づき定められている金融分野ガイドライン等の規定の趣旨をより明確化するために行うものであり、金融分野ガイドライン第 11 条においては、法第 23 条に従い、第三者提供についての同意を得る際は、提供先における利用目的を本人に認識させた上で同意を得ることが求められています。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
11	<p>銀行が電子決済等代行業者に対して個人データを提供する場合には、APIによる認可画面を設定している場合が多いものと想定されるが、そのような画面における利用目的の掲出は、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業以外の営業において当該個人データを利用する場合（例えば、自社・他社商品のマーケティングやクレジットスコアリング、与信審査を目的として利用する場合または、個人データの提供先において個人データの共同利用がなされる場合）には、当該他の営業についても掲出する必要があるという理解で良いか。また、これは第三者提供先が電子決済等代行業者以外の場合にも同様か。</p>	<p>銀行が電子決済等代行業者に対して個人データを提供する場合に、APIによる認可画面において第三者提供に係る同意を得ている場合には、貴見のとおりです。</p>
12	<p>提供される個人データが顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報やそれに準じるものに当たる場合（例えば、政治団体への献金とわかる振込や医療機関への支払明細、医療保険金の支払査定情報などの情報、及びそれらを加工した情報。）においても、本指針の適用にあたっては何らの区別も無いとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、機微（センシティブ）情報に関しては、金融分野ガイドライン第5条等の規定を順守する必要があります。</p>
13	<p>金融機関による個人データの第三者提供は、当該時点における個人データを提供するのみに限らず、将来に亘って新たに発生する個人データを提供する場合も想定される。その場合には、第三者提供の同意を取得する際と同レベルの手続（操作）難易度によって第三者提供の停止（同意の破棄）を行えるようにする必要があるのではないか。本改定案にこの点の記載が無いということは、そのような措置が不要であるという理解が可能と思われるが、この理解で良いか。</p>	<p>「第三者提供の同意を取得する際と同レベルの手続（操作）難易度によって第三者提供の停止（同意の破棄）を行えるようにする」の趣旨について必ずしも明らかではありませんが、個人データの第三者提供にかかる同意を一度取得した場合であっても、その後、第三者提供先や提供する情報の内容が異なる提供を行う場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供を行う場合には、改めて同意を取得することが求められます。</p>
14	<p>個人情報である個人データの取り扱いについては、オプトアウトによる第三者提供の個人情報保護委員会への届出やその事実の公表（法第23条第2項）を適正に行うことについても、各指針に盛り込むべきではないか。また、当該公表の態様が顧客にとりわかりやすいものにならなければならない点についても、各指針に盛り込むべきではないか。</p>	<p>オプトアウトによる第三者提供に関し遵守すべき事項は、既に、法、通則ガイドライン及び金融分野ガイドラインにおいて規定されていることから、現時点で各監督指針に盛り込む予定はございません。</p>
15	<p>本改定案に記述される「個人データ」は、法に規定される「個人情報」よりも広い概念であるとの理解で良いか。また、その定義について教示いただきたい。</p>	<p>本改正案に記述される「個人データ」の定義については、法第2条第6項に規定されているとおり、「個人情報データベース等を構成する個人情報」をいいます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
16	<p>保有情報の第三者提供業務については、令和元年5月の銀行法等改正において、「顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務」とされている。</p> <p>この業務を行う場合、オプトアウト方式（法で第三者提供にあたり同意を要しないケースとされている）による第三者提供も認められると理解してよいか。</p>	<p>「その他保有する情報を第三者に提供する業務」と規定されており、貴見のとおりです。</p>
17	<p>中小・地域金融機関向け監督指針改正案の「Ⅲ－３－２－３－２（２）個人情報管理④ロ」に、「過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、（省略）あらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか」とある。</p> <p>「利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合」であっても、法で同意を要しないとされる、法令に基づく場合や人の生命、身体または財産の保護に必要な場合等は、顧客の同意を要しないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
18	<p>金融機関等が、API接続によって家計簿アプリ等の電代業者に対し、個人データを提供することは、金融機関からみて「個人データの第三者提供」に該当し、今回の監督指針で規定された内容の遵守が求められる（電代業者と顧客との間の同意取り付けとは別に、金融機関は顧客から適切なかたちで同意を得る必要がある）という理解か。それとも、API連携スキームの下で、顧客本人に代わり、電代業者からの要求に応じて、データ提供を行うものであり、金融機関にとっては「個人データの第三者提供ではない」と位置づけられるものか。</p>	<p>本意見募集は、本改正案の内容（法第23条に基づく本人からの同意取得が必要な個人データの第三者提供の場合における、同意取得にあたっての留意点）に関するものであり、ご意見は本意見募集の対象外と考えますが、当該ご質問に関する当庁の考え方につきましては、今後検討して参ります。</p>
19	<p>「第三者提供先」は個社名での記載が必要か。「利用するアプリを提供する業者」といったかたちでの概括的な記載は可能か（電代業者ごとに同意文書を変える必要があるか）。</p>	<p>必ずしも提供先を個別に明示することまでが求められているわけではありませんが、本人から第三者提供にかかる同意を取得するに当たっては、その提供先についても、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが求められます。</p>
20	<p>電代業者が提供する家計簿アプリに複数行の口座が登録される場合において、提供されるアプリの内容および電代業者と顧客との同意によっては、当行から電代業者＝第1次提供先に送信される個人情報（入出金履歴や金融資産・負債残高など）が、電代業者から他行＝第2次提供先にデータ提供されることになる。こうした場合において、金融機関が顧客から得る同意の文言は、直接提供する第1次提供先のみでの記載でよいか。</p> <p>仮に第2次提供先の記載も必要な場合であっても、金融機関からみて電代業者によ</p>	<p>個別の事案ごとの判断によりますが、一般的に、同意を取得するに当たっては、自らが行う第三者提供にかかる同意を取得すれば足り、提供先が行う第三者提供（再提供）に関する同意を取得することまでは求められていないと考えます。もっとも、自らが第三者提供の同意を取得するにあたっては、提供先における利用目的についても示すことが求められます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>第2次提供先へのデータ展開を具体的に把握することは不可能であることを踏まえ、そうした提供先は「電代業者がさらに情報を提供する他の金融機関を含む」といった概括的な記載でよいか。</p>	
21	<p>「提供される情報の内容」については、「電代業者がアクセス可能な一切の顧客に関する情報」といった概括的な記載でよいか。あるいは「入金履歴、預金残高、借入残高」といったかたちで利用者が認識可能な具体的な記載が必要か。</p>	<p>同意を取得するに当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが求められますので、一般的に、「電代業者がアクセス可能な一切の顧客に関する情報」では「第三者に提供される情報の内容」を本人に認識させたものとはいえないものと考えます。</p>
22	<p>指針では「同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様」とされているが、一般的に第三者同意の文言は、長文の利用規約に含まれ、個人が明確に認識することは難しいケースも少なくない。この点、今回の監督指針の整備は、第三者提供の箇所をハイライトするなど更なる工夫を求めるものか。</p>	<p>同意取得の方法における工夫の仕方については、個別の事案ごとの判断によりますが、顧客に第三者提供の同意に関する事項を明確に認識させることが必要であり、そのための工夫が求められます。</p>
23	<p>主要行等向け監督指針に含まれる電代業者向けの「9-3 システムリスク」については、9-3-1 意義（2）で「以下の着眼点に記述されている字義どおりの対応が電子決済等代行業者においてなされていない場合にあっては、当該電子決済等代行業者の規模・業務の特性等や…（中略）…利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、直ちに改善を求める必要はない」とあるが、9-3-2（2）情報セキュリティ対策や（3）サイバーセキュリティ対策は、利用者保護の観点から重要な要素であり、なかんずく今回付加された（2）13は個人情報保護の問題であって、必要不可欠な要素であることから、上記意義に関する規定にかかわらず、必要があれば早急に改善し、遵守が求められる事項と考えてよいか。</p>	<p>Ⅸ-3-1 意義に記載のとおり、利用者保護上問題が認められるのであれば、改善を求める必要があります。</p>
24	<p>（2）④ロ.において、「あらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか。」とあるが、個人情報取扱事業者が本人同意を得て第三者提供をした後、第三者提供先が当該本人同意を得た利用目的の範囲を超えて個人情報を利用した場合に、改めて本人に同意を得る義務を個人情報取扱事業者に課すことを想定したものか。個人情報取扱事業者としては、第三者提供を行った後の第三者提供先における利用状況は必ずしも把握できず、第三者提供先が目的外利用を行った場合の責任まで負えないと考えているが、第三者提供後の第三者提供先における目的外利用に関する記述でないことを確認したい。</p>	<p>第三者提供後の提供先における目的外利用に関する記述でないことについて、貴見のとおりです。</p>